

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和6年3月)	資料チ
資料格納日：令和6年3月19日 動画公開期間：令和6年3月19日～令和6年9月30日	

令和6年度 浜松市教育・保育施設等 物価高騰対策助成事業について

<担当>

無償化事業グループ	TEL : 457-2118
-----------	----------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	
顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）		
	ベビーシッター		
通知の状況	有り	通知日	
		通知方法	メール その他
	無し		
提出書類 の有無	全施設提出 該当する施設のみ提出	提出期限	
		提出方法	
	提出無し		

令和6年度 浜松市教育・保育施設等物価高騰対策事業費補助事業

【対象】認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業、認可外保育施設（法届出対象施設）

1 物価高騰対策事業費補助事業の概要等

食材料費等が高騰する中、保護者の負担軽減を図り、栄養バランスや量を保った給食の提供を実施するために要する費用の一部を補助するもの

※令和6年度は給食費の物価高騰対策事業のみ実施

2 補助要件・補助単価等

(1) 対象施設

令和6年4月1日時点において市内で事業を設置又は実施している以下の施設。

認可保育所等	認定こども園、保育所、地域型保育事業
幼稚園	新制度幼稚園、従来型幼稚園
認可外保育施設（法届出対象施設）※1	認証保育所、企業主導型保育事業、その他の認可外保育施設

※1 認可外保育施設（法届出対象施設）は、児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出を令和6年5月1日までにしている法届出対象施設が対象。ただし、ベビーシッターを除く。

(2) 要件

食材料費等の物価高騰の影響を受ける中（要件①）、保護者への負担軽減を図り（要件②）、栄養バランスや量を保った給食の提供を実施すること。

要件①	<p>食材料費等について物価高騰の影響を受けていること（令和6年4月時点）</p> <p>食材料費等について、令和3年度から令和5年度までのいずれかの価格と比較して、令和6年4月時点における価格が上回っている場合、物価高騰の影響を受けていることに該当します。</p> <p>（例：令和5年度に食材料費等の値上げがあり、令和6年度の食材料費等の価格が令和5年度から変化していない（又は若干下回っている）場合でも、令和6年度の価格が令和3年度又は令和4年度の価格よりも上回っていれば、物価高騰の影響を受けていることに該当します。）</p>
要件②	<p>保護者負担の軽減を図っていること（令和6年4月時点）</p> <p>食材料費等の物価高騰の影響を受けていたが、保護者へ必要な追加徴収を行わず、物価高騰相当分を園の負担（全額負担又は一部負担）で給食の提供を実施した場合、保護者への負担軽減を図っているとします。</p> <p>※保護者への負担軽減には、物価高騰による保護者への価格転嫁を抑制した場合は含まれます。</p> <p>（例：本来なら、物価高騰の影響による値上げ額を1食あたり10円としたかかったところ、実際は7円の値上げ幅に抑制し、園で物価高騰相当分の一部（3円）を負担している場合も、保護者への負担軽減を図っているとみなします。）</p> <p>※保護者への負担軽減を実施していない場合（食材料費等の物価高騰による園の追加負担が発生していない場合）は補助対象外となります。</p> <p>（例：1食あたりの10円の価格上昇があり、保護者とその全額となる10円を追加で負担し、園の追加負担がない場合は補助対象外。）</p>

(3) 対象経費

給食提供に係る費用（食材料費、外注費用）

※給食には、離乳食開始前の乳児におけるミルクの提供を含みます。

※給食には、軽食（おやつ等）及び飲み物のみの提供は含みません。

※人件費、什器購入費、輸送に係る費用等の諸経費は除きます。

(4) 補助基準額・補助率・補助額

- ・補助基準額：(1) 認定こども園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設
9,900円×在園児数(令和6年4月1日時点)
- (2) 幼稚園
6,600円×在園児数(令和6年4月1日時点)

※在園児数とは、月極により利用している就学前児童の人数(浜松市外からの利用者を含む)を言い、一時預かり事業・病児保育事業等の利用者や就学児童の人数は含みません。

- ・補助率 : 1/2
- ・補助額 : 補助基準額×補助率

3 書類の提出時期

(1) 今後のスケジュール

時期	市 ⇄ 施設	内容
令和6年 4月上旬	【送付：市⇒施設】 ・補助金交付要綱送付 ・様式等送付	要綱、様式等の送付、提出依頼
令和6年 4月下旬	【提出：施設⇒市】 交付申請書類等の書類	交付申請書等の提出 <u>(受付：4月15日～4月26日)</u>
令和6年 6月下旬	【市⇒施設】 支払い	交付決定通知書の送付、補助金支払 ※補助金支払時期は前後することがあります

(2) 提出書類の受付期間等

受付期間	提出日付	支払時期(予定)
令和6年4月15日(月) ～4月26日(金)	令和6年4月26日	令和6年6月下旬～

【提出場所】 幼保支援課

【提出方法】 持参又は郵送(郵送の場合は受付期間必着)

※受付期間外は書類のお受け取りができかねますのでご注意ください。

※事務処理の円滑化のため、提出日付を統一することにご協力ください。

※補助金支払時期は前後することがあります。

4 留意事項・その他

- ・同一法人が複数の施設を運営している場合、申請書等は施設ごとに提出ください。
- ・国庫補助事業となりますので、証拠書類の原本を10年間(令和17年3月31日まで)保管してください(※本申請手続きでは、浜松市への領収書等の支払いを証する書類の提出は不要です。)